

様式第 1（第 3 条第 1 項関係）

探査許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 107 条第 1 項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第 108 条第 2 号イからチのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

- 1 申請区域の所在地
- 2 探査の期間
- 3 探査の実施計画
 - (1) 計画名
 - (2) 目的
 - (3) 計画の目標
 - (4) 探査を行おうとする区域における危険の防止のために必要な措置に関する事項
 - (5) 探査の実施体制（請負に関する事項を含む。）
 - (6) 探査と関連する過去又は将来の探査計画
- 4 探査の方法
 - (1) 海域において探査を行おうとする場合にあっては、探査の用に供する船舶（探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
 - ① 船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号符号
 - ② 船舶の所有者の氏名、住所及び電話番号
 - ③ 船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
 - ④ 全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
 - ⑤ 船舶への通信手段
 - ⑥ 船員数
 - ⑦ 船舶全体を確認できる写真
 - (2) 探査の用に供する装置及び機器の詳細
 - ① 地震探査法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和 6 年経済産業省令第 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる方法のうち該当するもの
 - ② その他に使用する主要な装置及び機器
 - ③ ①②で使用する装置の仕様、個数等
 - (3) その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項
- 5 寄港予定地及び寄港予定日
- 6 探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
- 7 探査が他人の鉱区で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との

調整に関する事項

- 8 農業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
- 9 探査の結果の取扱いに関する事項

備考

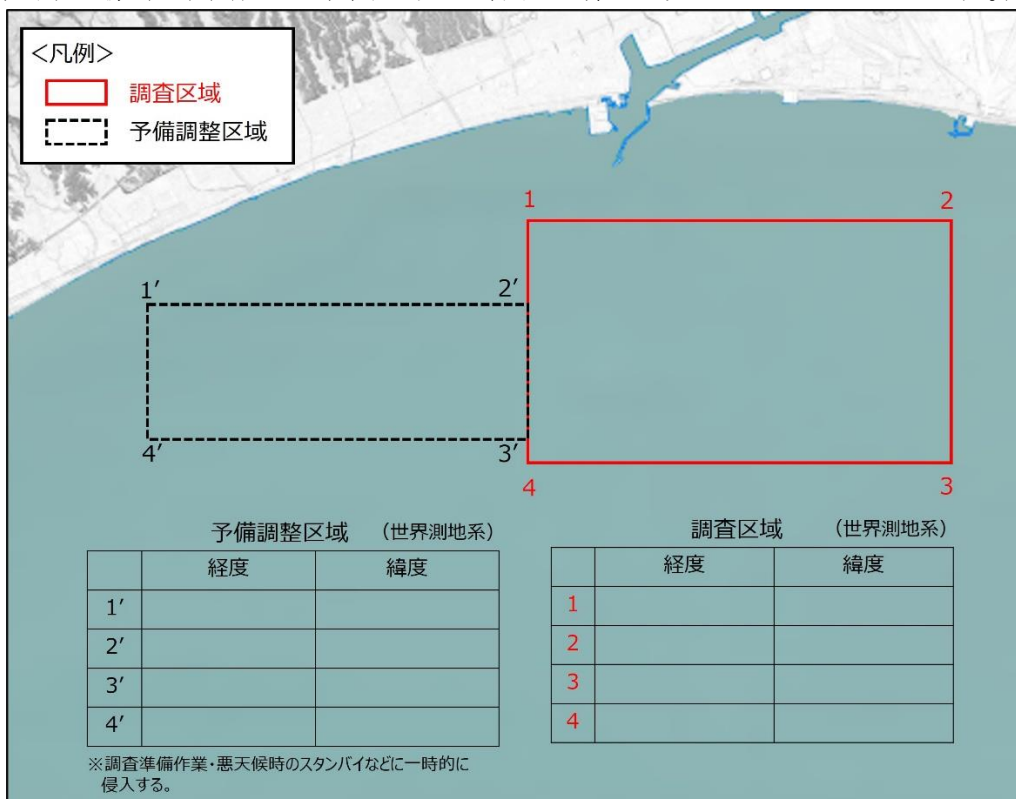
- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
- 2 「3（3）計画の目標」には陸域、海域別の測線長、探査方法など探査の内容を記載し、探査で求める成果を記載すること。
- 3 法第108条第2号イからチのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載すること。
また、当該書面には、申請者が法人である場合にあっては当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、和暦による生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、それ以外の場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、和暦による生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 2 (第 3 条第 1 項関係)

探査を行おうとする区域を表示する図面 (世界測地系)

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

- 1 申請の区域の所在地
- 2 申請の区域の面積
- 3 縮尺
- 4 平面直角座標系 (平成 14 年国土交通省告示第 9 号で定めるものをいう。) の系番号



備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
- 2 探査を行おうとする区域を表示する図面 (世界測地系) は、上記の例により作成すること。
- 3 探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則 10,000 分の 1 とすること。ただし、10,000 分の 1 によっては区域が明示し難いときは、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
- 4 探査を行おうとする区域を含む国土地理院発行の 50,000 分の 1 地形図が発行されている場合は、その地形図の図名を記載すること。さらに、当該探査を行おうとする区域の位置が、当該地形図を 4 等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。
- 5 記号は、国土地理院発行の 50,000 分の 1 地形図の図式記号及び日本産業規格鋳山記号 (JIS M 0101) によること。
- 6 記号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。

赤色・・・三角点の標高、真北線、探査を行おうとする区域の頂点及びその番号、
頂点の座標値、境界線

青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線

かつ色・・・道路

黒色・・・三角点、等高線

- 7 用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものをを用いること。
- 8 記載には、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他退色し、又は消失しないものをを用いること。
- 9 回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第5条関係）

探査許可証

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第107条第1項の許可を受けた者であることを証する。

経済産業大臣 印

探査を行う区域の所在地	
探査の期間	
船舶の名称	
船舶番号	
地震探査法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和6年経済産業省令第 号）第2条第2項各号に掲げる方法のうち該当するもの	
許可の年月日	
許可番号	
許可の条件	

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人の場合に記載する。
- 2 船舶の名称及び船舶番号は、海域において探査を行おうとする場合に記載をする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第6条第1号関係）

許可証再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和6年経済産業省令第 号）第6条第1号の規定により、許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 再交付の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
- 2 再交付の申請の理由が許可証の汚損であるときは、当該申請とともに、汚損した許可証を返納すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 5（第 8 条第 1 項関係）

探査変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 109 条第 1 項の規定により、探査の変更の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
- 2 この申請書には、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 107 条第 2 項第 2 号又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和 6 年経済産業省令第 号）第 3 条第 1 項に掲げる事項に変更がある場合は、当該変更後の同項の図面を添えること。
- 2 探査の許可証の記載事項に係る変更の申請の場合は、当該申請とともに、許可証を返納すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6（第 10 条第 1 項関係）

探査の軽微な変更等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、探査の軽微な変更等をしたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 条）第 109 条第 3 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 変更の年月日
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
- 2 この届出書には、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和 6 年経済産業省令第 号）第 9 条第 3 号に掲げる事項に変更がある場合は、当該変更後の二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令第 3 条第 1 項の図面を添えること。
- 3 探査の許可証の記載事項に係る変更の届出の場合は、当該届出とともに、許可証を返納すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式 7 (第11条第1項関係)

合併承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第112条第1項の規定により、合併の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人の名称及び住所
- 2 許可の年月日及び許可番号
- 3 合併の予定年月日

備考

- 1 この申請書には、合併契約書の写し及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第108条第2号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えること。
- 2 当該書面には、名称及び住所並びに法人の代表者の氏名を記載するほか、法人の役員の氏名、氏名のふりがな、和暦による生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 3 申請とともに、探査の許可証を返納すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式 8 (第11条第1項関係)

分割承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第112条第1項の規定により、分割の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

- 1 分割前の法人及び分割により探査の事業を承継する法人の名称及び住所
- 2 許可の年月日及び許可番号
- 3 分割の予定年月日

備考

- 1 この申請書には、分割計画書又は分割契約書の写し及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第108条第2号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えること。
- 2 当該書面には、名称及び住所並びに法人の代表者の氏名を記載するほか、法人の役員の氏名、氏名のふりがな、和暦による生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 3 申請とともに、探査の許可証を返納すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式 9 (第 12 条第 1 項関係)

相続承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏 名
住 所

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 113 条第 1 項の規定により、相続の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

- 1 申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 許可の年月日及び許可番号
- 4 相続開始の年月日

備考

- 1 この申請書には、戸籍謄本、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 108 条第 2 号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えること。
- 2 当該書面には、氏名、氏名のふりがな、和暦による生年月日、性別、住所及び役職を記載すること。
- 3 申請とともに、探査の許可証を返納すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第10（第13条関係）

探査結果報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、関係書面並びに探査によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、探査の結果を報告します。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 探査を行った区域の所在地
- 3 探査の期間
- 4 探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項
- 5 その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 11（第 14 条関係）

表

第 号	
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 132 条の規定による立入検査証	
職名及び氏名	
写 真	年 月 日生
	年 月 日発行（1 年間有効）
契 印	経済産業大臣 印

裏

二酸化炭素の貯留事業に関する法律抜すい

（報告徴収及び立入検査）

第一百三十二条（略）

2（略）

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、探査を行う者の事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4～6（略）

第一百四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～九（略）

十 第一百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第一百四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。